

遺贈・遺産・香典

ご寄附のご案内



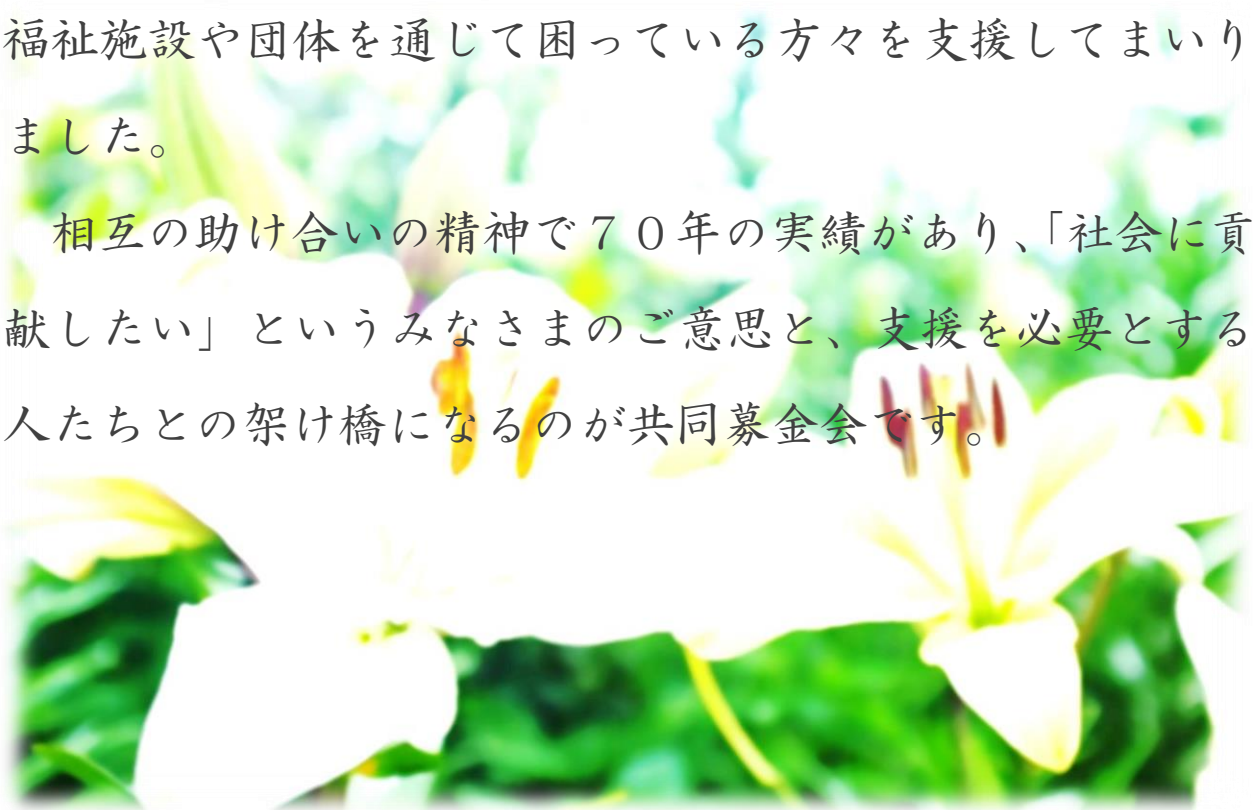
社会福祉法人島根県共同募金会

## 「長年の努力で築きあげた資産を 社会のために有効に使いたい」

そんなお気持ちを社会福祉法人島根県共同募金会がお手伝いさせていただければと考えております。

戦後の混乱のなか、赤い羽根をシンボルとして始まり、親しまれてまいりました共同募金は、これまで多くの県民の方からご寄託を受けた大切な寄附金により、県内の社会福祉施設や団体を通じて困っている方々を支援してまいりました。

相互の助け合いの精神で70年の実績があり、「社会に貢献したい」というみなさまのご意思と、支援を必要とする人たちとの架け橋になるのが共同募金会です。



# ご自身の遺産を寄附する

## ～遺贈について～

自分の遺産を社会的に有意義な事業に使うて欲しい、そうしたお気持ちを生前に遺言書に残しておく、法律にもとづく法定相続とは別にご自分の意志を活かすことができます。この遺言書による財産の寄附を「遺贈」といいます。

遺言書にはいくつかの方法がありますが、公正証書遺言をおすすめします。

	公正証書遺言	自筆証書遺言
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>①公証人役場で2人以上の証人(公証人役場で費用を払って依頼も可能)が立会いの下、ご自分(遺言者)の遺言の内容を公証人に口述で伝え、公証人が遺言書を作成します。</li> <li>②本人と証人が記載内容を確認した後、署名、押印して完成します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①全文と日付および氏名を自書し、押印します。(ワープロや代筆は認められません。)</li> <li>②遺言者をご逝去された後、家庭裁判所の検認が必要です。</li> </ul>
保管場所	<p>原本は公証人役場で保管され、ご自分と遺言執行者等で正本・謄本を保管します。</p>	<p>保管は自らの責任で行います。</p>
長所	<ul style="list-style-type: none"> <li>①公証人が作成するので、内容が明確になり、証拠性も高く無効になる恐れはほとんどありません。</li> <li>②偽造、変造、紛失の恐れがありません。</li> <li>③「検認手続」なしで執行できます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①誰にも知られずに作成できます。</li> <li>②費用がほとんど発生しません。</li> <li>③作成替えが容易です。</li> <li>④証人の捺印が不要です。</li> </ul>
ご留意いただく点	<ul style="list-style-type: none"> <li>①証人2人の立会いが必要となります。</li> <li>②費用が発生します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①家庭裁判所で「検認手続」が必要です。</li> <li>②遺言の要件を満たしていないと無効になる等、形式の不備や内容が不明確になりやすく、後日トラブルが発生する可能性があります。</li> <li>③偽造、変造、隠匿の恐れがあります。</li> <li>④発見されない可能性や発見が遅れる可能性があります。</li> </ul>

## 遺言執行者

遺言の内容を確実に誠実に実現させてくれる方が遺言執行者です。

### 遺言執行者には次のような仕事があります。(一部)

- 相続人の相続割合や遺産の分け方について、遺言のとおり執行する。
- 相続財産の名義を、相続人名義に書き換えをする。
- 遺贈があった場合、指定された遺贈先に対し財産を引き渡す。

遺言書で遺言執行者を指定すると、民法においてその遺言執行者は、遺言の内容を実現するための一切の行為をする権利と義務を有するとされています。遺言執行者は弁護士、司法書士、信託銀行などに依頼することが多いようです。

### 島根県共同募金会への遺贈をお考えの方へ

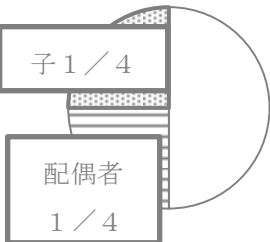
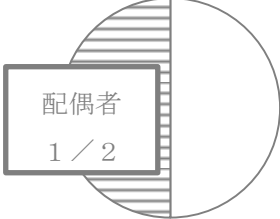
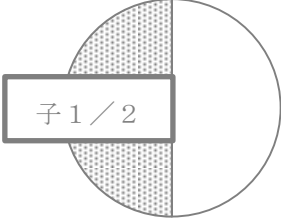
#### ● 遺言公正証書について

##### ① 遺贈先の名称

遺贈先の名称は「社会福祉法人 島根県共同募金会」です。

##### ② 遺留分

遺留分とは、法定相続人に保障されている最低限の相続分です。ご遺族の方とのトラブルを防ぐ意味においても、ご寄附いただく金額は遺留分を除いた額の範囲内でご指定ください。

相続人	配偶者と子の場合	配偶者のみの場合	子のみの場合
遺留分			

③不動産・有価証券

不動産や有価証券は遺言執行者が現金化（換価処分）する旨をご記載ください。

「公正証書遺言」による遺言書（例）

平成〇〇年〇〇月〇〇日 第〇〇号

遺言公正証書

公証人は遺言者〇〇〇〇の囑託により、証人〇〇〇〇、及び証人〇〇〇〇の立会いのもとに、次のとおり遺言者の口述を筆記し、この証書を作成する。

第1条 遺言者は、遺言者が所有する次の財産について、遺言執行者をして換価させたい。その換価金から換価にかかる諸経費、遺言執行者に対する報酬及び遺言者の債務・負担を控除した残額を、社会福祉法人島根県共同募金会（島根県松江市東津田町1741番地3）に遺贈する。

（遺贈する財産の表示）

1. 〇〇〇〇
2. 〇〇〇〇

第2条 遺言者は、遺言執行者として次の者を指定する。

（遺言執行者の表示）

弁護士 〇〇〇〇

前記遺言者及び証人に読み聞かせたところ、各自筆記の正確なことを承認し、以下に署名押印する。

遺言者 〇〇〇〇 ④

証人 〇〇〇〇 ④

証人 〇〇〇〇 ④

〇〇〇〇法務局所属

公証人 〇〇〇〇 ④

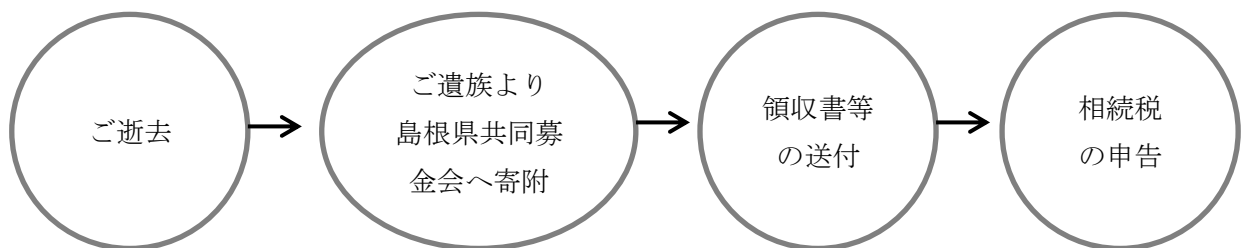
## 「故人」の遺産を寄附する ～相続寄附について～

故人のご遺志や想いを引き継ぎ、社会のために遺産を寄附されることがあります。島根県共同募金会に遺産をご寄附いただくと、島根県内の地域福祉の推進に活用させていただきます。

本会にご寄附いただいた相続財産には相続税が課税されません。

非課税の扱いを受けるには、相続税の申告期限内（被相続人が死亡したことを知った日の翌日から10か月以内）にご寄附いただき、相続税の申告時に本会が発行する「領収書」と「社会福祉法人証明書」を添付する必要があります。

### ご寄附から相続税の申告までの流れ



相続の開始

差支えない範囲内で故人様のご遺志、またはご遺族の方による同意など、ご寄附への経緯などについてお知らせください。

島根県共同募金会から領収書と証明書を送付します。入金の確認から領収書等の送付まで約2週間を要します。

領収書と証明書を添付して申告すると、ご寄附いただいた財産に相続税が課税されません。

## 「香典」などから寄附する ～香典寄附について～

ご葬儀などで香典をいただいた方々への「香典返し」にかえて、島根県共同募金会にご寄附いただく方法です。故人やご遺族が地域社会へ抱いている想いを、生前故人と御縁があった方々と分かち合ってください。

香典返しにかえてご寄附いただいた場合、ご遺族様から会葬者の方々にお送りいただくための「お礼状」をご用意いたします。



## 赤い羽根共同募金とは？

赤い羽根共同募金は「じぶんの町を良くするしくみ」です。

赤い羽根共同募金は、1947年（昭和22年）に「国民たすけあい運動」として行われたのがはじまりです。以後毎年10月からスタートする共同募金運動は「地域福祉の推進」を目的として、今も続く歴史の長い募金活動です。現代は少子高齢化が進むなか、高齢者、障がい者、子どもたちへの福祉活動のほか、様々な福祉課題に取り組むボランティア活動などに役立てられています。

一人ひとりの町を思うやさしさが、地域で暮らす人々のつながりを強くし、輪となり広がっています。

## 赤い羽根共同募金はあらかじめ計画を立案して行う募金運動です。

地域の民間福祉のニーズを把握し、事前に使いみちや募金目標額に関する計画を立てて募金活動を行います。これは他の募金には見られない共同募金だけの特徴です。

各市町村の福祉の現場からの“町を良くしたい”という思いを共有し、募金活動を行っています。

## お寄せいただいた地域で募金は活用されています。

都道府県で集めた募金は、その都道府県内の福祉活動に役立てられています。たとえば、一人暮らしの高齢者を地域で見守る活動や、障がい者が働く事業所への支援、福祉施設への車両整備のほか、福祉活動の担い手となるボランティアの育成、子どもたちへの福祉教育など、皆さんがお住まいの市町村内での福祉活動をはじめ、より広域的な課題を解決するための都道府県域の活動に役立てられています。

（注）下記「災害等準備金」は例外的に都道府県域を超えた「被災地支援」にも活用されます。

## 赤い羽根共同募金は災害が起きた時にも役立ちます。

大規模災害が発生した時に備えて、各都道府県の共同募金会では募金額の一部を「災害等準備金」として積み立てています。これは被災者を支援するための災害ボランティアセンター開設・運営の資金であり、被災した福祉施設の復旧支援にも使われます。